

# 定 款

公益財団法人 やまがた育英会

公益財団法人やまがた育英会 定款

総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人やまがた育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区中里三丁目7番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、首都圏で学ぶ主として山形県出身学生のため、健康で文化的な生活を営むに適した学生寮を提供し、勉学と自律した共同生活を通じて人格の陶冶を図り、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生寮の設置、管理及び運営
- (2) 学生の指導
- (3) 学力優秀にして資力乏しい学生に学資の一部を貸与すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は東京都において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、基本財産とその他の財産の二種とする。

2 この法人の基本財産は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる財産
- (2) 理事会及び評議員会で基本財産とすることを決議した財産
- (3) 基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 この法人の業務上、やむを得ない事由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の議決を経たうえで、評議員会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、代表理事が管理、運用する。

2 管理、運用の方法については理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、次の各号の書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。また、基本財産の一部処分を伴う場合には、評議員会において第7条第2項の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるもののほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に評議員8名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同等の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員

の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 18 条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として6月に1回開催するほか、臨時評議員会として3月及びその他必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員、職員

(役員)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上11名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、3名以内の理事を業務執行理事とする。

4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の役員又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者が理事の数のうちに占める割合がいずれも3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議に基づいて、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでもこの法人の理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(職員)

第32条 この法人の事務を処理するために、必要な職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。ただし、重要な職員を任免するにあたっては、理事会の決議を必要とする。

3 職員は、有給とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は代表理事が務める。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

- 2 代表理事に事故があるとき、又は欠けたときは、業務執行理事が理事会を招集できるものとする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に記載する方法による。

## 第10章 細則

(細則の設置)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。ただし、育英奨学金貸与規定を制定し、又は変更しようとするときは評議員会の承認を受けなければならない。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日登記）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石井忍 植木清哉 奥山一男 金子三成 佐藤郁雄 佐藤むつみ 菅原良雄

- 4 この法人の最初の役員は理事が上野栄枝、加藤五郎、菅野昭彦、佐藤修三、鈴木礼子、清野能昭、高橋進及び和田豊の8氏、監事が木内孝、佐藤正忠の2氏とし、代表理事は加藤五郎、業務執行理事は 和田豊、佐藤修三及び清野能昭の3氏 とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第6条第2項関係）

財産種別	場所・物量
土地 1	2, 119.50 m <sup>2</sup> 東京都北区中里三丁目306番1
建物 1	2, 384.47 m <sup>2</sup> 東京都北区中里三丁目7番7号 鉄筋コンクリート3階建
土地 2	335.66 m <sup>2</sup> 東京都板橋区三丁目3240番7
建物 2	631.65 m <sup>2</sup> 東京都板橋区三丁目32番7号 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺4階建
金融資産	18, 320, 177円

<改定記録>

- \* 平成24年（2012年）03月29日：定款第6条第2項の別表Iに掲載する土地について土地・東京都北区中里三丁目306番1は実測に基づく地積更正登記により「2, 119.50 m<sup>2</sup>」と確定したので、平成22年11月25日の臨時理事会の定款承認決議に基づき地積更正登記の通り記載した。
- \* 平成25年（2013年）03月21日：臨時評議員会の承認に基づき定款第42条（公告の方法）を改正し、原則、電子公告によることとした。
- \* 平成25年（2013年）06月19日：定時理事会及び定時評議員会にて以下承認。駒込女子寮増築工事竣工に伴い、東京法務局に増築表示登記を申請し平成25年4月23日

に登記手続きが完了したので定款第 6 条第 2 項の別表 I に掲載する建物の延床面積表示を従来の 1,975.70 m<sup>2</sup>から登記簿謄本に記載の通りの 2,384.47 m<sup>2</sup>に変更した。

- \* 平成 28 年 6 月 22 日：定時評議員会にて板橋学生会館の土地建物を「その他固定資産」から「基本財産」に組み込むことを承認。理事会は平成 28 年 5 月 26 日に開催した平成 28 年度第 1 回理事会において承認済。
- \* 平成 30 年 6 月 22 日：定款第 15 条における評議員定数について定時評議員にて「7 名以上から 10 以内」から「8 名以上から 14 名以内」とすることに承認。理事会は平成 30 年 5 月 30 日に開催した平成 30 年度第 1 回理事会において承認済。
- \* 令和 6 年 3 月 23 日：定款第 25 条における理事定数について臨時評議員会にて「6 名以上から 9 名以内」から「6 名以上から 11 名以内」とすることに承認。理事会は令和 6 年 3 月 10 日に開催した令和 5 年度第 4 回理事会において承認済。